

山梨県農福連携推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、障害者の経済的自立と社会参加を促進するため、障害福祉サービス事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）において規定する「障害福祉サービス事業」を行う事業者。）が、障害者の就労機会の拡大、工賃向上を目指すために農業を始めるに当たり必要となる初期経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助の対象事業)

第2条 補助の対象となる事業は、障害福祉サービス事業者が農業を始めるに当たり、機械、建物、資材等の取得等を行う事業であり、当該事業の実施により施設利用者の工賃向上が見込まれる事業（以下「補助事業」という。）とする。

2 補助事業は、その対象となる土地の面積が、概ね3,000平方メートルを超えない場合に限る。

(補助金の対象経費)

第3条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表に掲げる経費のうち知事が必要と認める経費とする。

2 行政機関、公益財団法人、民間企業など他の機関から助成を受ける事業は、補助の対象としない。

(補助率及び補助金の額)

第4条 補助率は、補助対象経費の2分の1以内とし、交付する補助金の額は、補助金の交付を受けようとする事業者（以下「申請者」という。）1件あたり10万円以上50万円以下とする。

2 補助金額の千円未満の端数は切り捨てる。

(補助金の交付申請)

第5条 申請者は、補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、別に定める日までに知事に申請しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 知事は、前条の規定により補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、適正と認められるときは補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書（様式第

2号)により申請者に通知する。

(補助事業の変更等)

第7条 補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助金交付の決定を受けた後、次の各号の一に該当する場合は、予め事業変更(中止・廃止)承認申請書(様式第3号)により知事の承認を受けなければならない。

(1) 補助事業を中止し又は廃止しようとする場合

(2) 補助事業の内容又は経費の配分の変更(ただし、補助対象経費の各費目間において、いずれか低い額の20%以内を増減させる場合を除く。)をしようとする場合

(3) 交付決定を受けた補助金の額に変更をきたす場合(ただし、補助事業の目的の達成に支障をきたすことなく、かつ、事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合を除く。)

2 知事は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容又はこれに付した条件を変更することができる。

(状況報告等)

第8条 補助事業者は、補助事業を予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

2 補助事業者は、知事から規則第10条の規定により補助事業の遂行状況に関する報告を求められた場合は、速やかに書面により報告しなければならない。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したとき若しくは廃止の承認を受けて1箇月を経過した日又は交付決定した年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、実績報告書(様式第4号)に関係書類を添えて知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 知事は、前条の規定による実績報告書を受領したときは、その内容を審査のうえ補助金の額を確定し、通知書(様式第5号)により補助事業者に通知する。

(補助金の交付)

第11条 補助金の交付については、精算払いとする。ただし、知事が必要と認めるときは、概算払いとすることができる。

2 補助事業者は、前項の規定により概算払いを受けようとするときは、概算払請求書(様式第6号)を知事に提出しなければならない。

3 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

(書類の保管)

第12条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出の事実を明らかにした証拠書類を整理し、かつこれらの書類を補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(財産の処分の制限)

第13条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用が増加した財産（以下「取得財産」という。）については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間を経過するまでは、知事の承認を受けず、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 補助事業者は、前項の承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書（様式第7号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

3 知事は、第1項の承認をしようとする場合、原則として交付した補助金のうち取得財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供した時から第1項で定める期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。

(成果の発表等)

第14条 知事は、補助事業により得られた成果については、必要に応じてこれを補助事業者に発表させることができるものとする。

2 補助金交付後においても、補助事業者に対して、随時報告や現地視察を求める場合がある。

(雑則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成30年5月31日から施行する。

別表（第3条関係）

補助対象経費

経費区分	内容
機械・農具費	<ul style="list-style-type: none"> ・動力噴霧器、耕耘機、刈払機等の農業機械の購入、賃借、修繕等に要する経費 ・鍬、鎌、鋏等の農具の購入に要する経費
土地・建物費	<ul style="list-style-type: none"> ・土地の賃借に要する経費 ・建物（農業用倉庫、農業用休憩所、農作物販売所等）の建築、賃借、修繕等に要する経費
種苗・資材費	<ul style="list-style-type: none"> ・種苗の購入に要する経費 ・肥料、農薬、マルチシート、鳥獣侵入防止柵等農作物の生産に必要な資材の購入に要する経費
その他の経費	<p>上記に掲げるもののほか、知事が特に必要と認める経費</p>

様式第1号

令和 年 月 日

山梨県知事 殿

所在地

法人名

代表者名

印

令和 年度山梨県農福連携推進事業費補助金交付申請書

このことについて、別紙計画書のとおり実施したいので、山梨県農福連携推進事業費補助金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

1 交付申請額 _____ 円

2 添付書類

- (1) 事業計画書（様式第1号の2）
- (2) 収支予算書（様式第1号の3）
- (3) 工賃向上計画
- (4) その他必要な書類

様式第1号の2

事業計画書

事業所	名称			
	所在地			
申請する事業の内容				
事業期間	開始（予定）	令和	年	月 日
	完了（予定）	令和	年	月 日
事業により見込まれる効果				
事業実施場所				
その所有関係 (○をつける)		自法人所有地		
		借地		
	その所有者	氏名		
		住所		
事業対象面積	平方メートル			
事業実施後の展開				

収支予算書

○収入の部

単位：円

費 目	予 算 額	積 算 の 根 拠	備 考
合 計			

○支出の部

単位：円

費 目	予 算 額	積 算 の 根 拠	備 考
1 土地・建物費			
小計			
2 土地・建物費 以外の経費			
小計			
合 計			

※ 事業所の年間予算ではなく、申請に関わる補助事業の収支のみ記載してください。

※ 支出の部〔費目〕欄は、「(別表)補助対象経費」の経費区分に応じた対象経費を記入してください。

(申請者) 殿

山梨県知事

令和 年度山梨県農福連携推進事業費補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあったこのことについては、山梨県補助金等交付規則及び山梨県農福連携推進事業費補助金交付要綱第 6 条の規定により、次のとおり交付することに決定したので、通知する。

交付決定額 _____ 円

山梨県農福連携推進事業費補助金交付要綱を順守すること。

また、補助金の交付の条件等に違反した場合の措置としては、以下のとおり。

- (1) 次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合がある。
 - ア 補助金の他の用途への使用をしたとき
 - イ 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき
 - ウ 補助事業に関し法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したとき
 - エ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していたとき
- (2) 補助金の交付決定を取り消した場合、補助事業の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。
- (3) 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95%の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

様式第3号

令和 年 月 日

山梨県知事 殿

所在地

法人名

代表者名

印

山梨県農福連携推進事業費補助金事業変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあったこのことについて、次の理由により事業計画を変更（中止・廃止）したいので、山梨県農福連携推進事業費補助金交付要綱第7条の規定により、申請します。

1 変更（中止・廃止）の理由

2 変更（中止・廃止）の内容

※ 変更の場合、交付申請の添付書類に準じて、変更前と変更しようとする内容を比較記載した書面を添付すること。

第4号様式

令和 年 月 日

山梨県知事 殿

所在地

法人名

代表者名

印

山梨県農福連携推進事業費補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあったこのことについて、山梨県農福連携推進事業費補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり報告します。

- 1 事業報告書（様式第4号の2）
- 2 収支決算書（様式第4号の3）
- 3 添付書類
 - （1）領収証等写し
 - （2）整備、取得等を行った成果物が明確に判別できる写真
 - （3）その他必要な書類

様式第4号の2

事業報告書

事業所	名称			
	所在地			
実施した事業の内容				
事業期間	開始	令和	年	月 日
	完了	令和	年	月 日
事業の成果				
事業実施場所				
その所有関係 (○をつける)		自法人所有地		
		借地		
	その所有者	氏名		
		住所		
事業対象面積	平方メートル			
今後の展開				

収支決算書

○収入の部

単位：円

科目	予算額 (A)	決算額 (B)	決算額の内訳	比較増減 (B) - (A)
合計				

○支出の部

単位：円

費目	予算額 (A)	決算額 (B)	決算額の内訳	比較増減 (B) - (A)
1 土地・構築物費				
小計				
2 土地・構築物費 以外の経費				
小計				
合計				

※ 支出の部〔費目〕欄は、「(別表)補助対象経費」の経費区分に応じた対象経費を記入してください。

様式第5号

第 号
令和 年 月 日

(申請者) 殿

山梨県知事

令和 年度山梨県農福連携推進事業費補助金の額の確定について（通知）

令和 年 月 日付けで実績報告のあったこのことについては、山梨県農福連携推進事業費補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり補助金の額を確定します。

確定額 _____ 円

山梨県知事 殿

所在地
法人名
代表者名 印

山梨県農福連携推進事業費補助金概算払請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった山梨県農福連携推進事業費補助金について、次のとおり概算払いの請求をいたします。

記

1 概算払請求額 _____ 円

2 内 訳

補助金交付決定額 ①	既概算交付額 ②	差 引 額 ①-②=③	今回概算請求額 ④	備 考

3 概算払い請求の理由

4 支払いの方法

- (1) 金融機関名 _____ 銀行 _____ 支店
(2) 預金種別 _____ (当座・普通)
(3) 口座番号 _____
(4) フリガナ _____
口座名義 _____

山梨県知事 殿

所在地

法人名

代表者名

印

財産処分承認申請書

令和 年度山梨県農福連携推進事業費補助金に係る補助事業により取得した財産を次のとおり処分したいので、山梨県農福連携推進事業費補助金交付要綱第13条第2項に基づき、申請します。

1 処分しようとする財産の明細

2 処分の内容

3 処分しようとする理由

4 その他必要な書類